

## 衛生委員会報告

～第48回 労働時間と残業について

資料原案 相模原事業所 松原 加筆 能登山

### 労働時間と残業について

法律では労働者の健康を保持するために労働時間の上限が決められています。そのため原則として残業をすることは禁止されています。ただし労働者と使用者との間で話し合い取り決めた内容を書面化することにより残業をすることができますが、残業時間にも上限が決められています。残業は時間外労働に関する法律や協定を守り健康に気を付けておこなわないといけません。

残業時間の上限は少し複雑ですので詳しく説明します。

所定労働時間を越えた残業についてはサブロク協定と言う協定により定めています。

当社の月間所定労働時間は31日月は177時間、30日月は171時間です。

通常おこなっている残業は1ヵ月45時間まで、年間では360時間（月平均30時間）までです。

ただし感染症の蔓延など通常に想定される勤務を上回る労働の必要性が出てしまった場合には最大1ヵ月169時間、年間では1194時間の残業まで認められます。ており45時間を越えていい月は最大で年間6回までです。

この特例の1ヵ月45時間を越えて残業をしていいのは「やむを得ない突発的な事由」のあるときだけなので、年間最大6回だからと言って通常のシフトに限度時間および限度回数を組み入れることは法律の趣旨に反することになります。

それらを守りふまえ、健康に注意して勤務をしてください。

目安としては週の労働時間が多くても50時間を超えないことです。

もし越えてしまう勤務スケジュールになりそうでしたらすぐにサービス提供責任者に相談してください。

## 長時間労働者への医師による面接指導について

1 ヶ月で 100 時間を超える残業をして疲労を感じる方は医師による面接指導を受けることが労働安全衛生法で定められています。(施行規則第 52 条の面接指導)

当社では残業が 80 時間を超えた方と 2 カ月連続で 45 時間を超えた方全員に衛生管理者から疲労具合を確認し上長に状況説明を求めます。

100 時間に満たなくても医師の面接指導を勧めることもあります。

面接指導について詳しくは厚生労働省の pdf をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/08.pdf>

## 産業医について

当社の産業医は原町田診療所です。

住所 〒194-0013 東京都町田市原町田 4-17-11

TEL 042-722-6665

<http://www.haramachida.com/>

町田事業所より歩いておおよそ 3 分です。

健康診断や上記の面接指導は原則産業医にお願いしています。

健康を守るためには労働時間を守ることや無理をしないことは重要です。

不明な点や相談事は何でもお気軽に衛生管理者の能登山までご連絡下さい。

